

ロシア連邦大統領令

若干の有価証券に係わる義務の履行に関連した経済的な追加暫定措置について

ロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限的措置の発動を目的とした、アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的で国際法に反する行為に鑑み、ロシア連邦の国益の保護およびその財政的安定性の確保を目的として、かつ2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付連邦法第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にしたがって、以下を決定する：

1. 2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「若干の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」にもとづいて開設されている外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座に対して、本令の発効日より前に有価証券に係わる支払い金の振り込みがなされている場合、当該の有価証券の所有者もしくは有価証券に係わる権利を行使する者であって居住者である者、または上記大統領令第12項a)号およびb)号の要求事項を同時に満たす非居住者、または2022年10月15日付ロシア連邦大統領令第738号「若干のロシア連邦大統領令の適用について」第1項c)号が定める組織（以下、「有価証券の所有者」）は、本令が定める手順にしたがい、S型口座に存在する資金から、有価証券に係わる支払い金であって自らが受け取るべきものを受け取ることができる。

2. 有価証券とは、次に掲げるものであって、2022年3月1日より前に、または2022年3月1日よりあとに取得されたものをいう（ただし、2022年3月1日以降においては、当該の有価証券に係わる権利を行使する者が、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「若干の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第1項が定める外国債権者ではないことを条件とする。ただし、同大統領令第12項a)号およびb)号の要求事項を同時に満たしているか、または2022年10月15日付ロシア連邦大統領令第738号「若干のロシア連邦大統領令の適用について」第1項c)号が定める組織である外国債権者をのぞく）：

a) ロシアの株式会社の株式、連邦債、およびロシアの発行者の債券であって、ロシアの預託機関がそれに対する権利の集中登録（強制集中保管）を行っているもの；

b) 外国の発行者の有価証券であって、ロシアの株式会社の株式に対する権利を証明するもの；

c) ユーロ債であって、ロシアの法人（以下、「ユーロ債の債務者」）の債務に係わるもの。

3. 有価証券の所有者は、外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座に資金の振込みを行ったロシアの預託機関またはユーロ債の債務者に対して、有価証券に係わる支払いの実施を求める申立書を送付することができる。当該の申立書にはルール建てで開設された自らの銀行口座の要件を記載する。申立書には、有価証券の所有者が申し立てる請求を証明する文書を添付する。申立書に含まれるべき情報の一覧および証明文書の一覧は、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定める。申立書および証明文書の送付は、ロシア連邦中央銀行理事会決定の公布の日から60日以内に行う。

4. ロシアの預託機関またはユーロ債の債務者は、本令第3項が定める期限の満了日から31日以内に、有価証券に係わる支払いを実施する旨の、または支払いの実施を拒否する旨の決定を下す。この決定は、有価証券の所有者が申し立てた請求の妥当性の検証にもとづいて下される。

5. 次に掲げる場合、有価証券に係わる支払いは行わない：

a) 有価証券に係わる支払いの実施を求める申立書に示されている金額が、相応の有価証券に係わる支払いを用途として、ロシアの預託機関またはユーロ債の債務者が外国名目所持人および外国支払い代理人のS型口座に振り込んだ金額を上回っている場合；

b) ロシアの預託機関またはユーロ債の債務者が、提出された文書（情報）の完全性および（または）正確性に対して根拠のある疑いを有する場合。

6. ロシアの預託機関またはユーロ債の債務者は、有価証券に係わる支払いを実施する旨の決定を下した日から2労働日以内に、外国名目所持人または外国支払い代理人に対して、外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座に存在する資金をもって有価証券の所有者との間の決済を実施する旨の通知書を送付する。

7. 本令第6項が定める通知書の送付日から10日以内に外国名目所持人または外国支払い代理人から根拠を付した異議申し立てがなかった場合：

a) ロシアの預託機関またはユーロ債の債務者は、外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座が開設されている金融機関に対して、有価証券の所有者への送金を求める依頼書を送付する。この依頼書には、当該の口座に資金が振り込まれた際にその根拠となった指示書の日付けおよび番号、ならびにルーブル建てで開設された有価証券の所有者の銀行口座の要件を記載する；

b) ロシアの預託機関および（もしくは）ユーロ債の債務者である金融機関は、有価証券の所有者の銀行口座への送金を目的として、外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座から資金を引き落とすものとする。

8. 本令第7項a)号にもとづく依頼書の送付を受けた金融機関は、有価証券の所有者の銀行口座への送金を目的として、外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座から資金を引き落とすものとする。

9. 次に掲げる中央預託機関の行動の手順を定める。これらの行為が行われることによって、国際決済クリアリング機関の銀行口座（S型口座を含む）から資金残高を返済する中央預託機関の義務はしかるべく履行されたとみなす：

a) 中央預託機関は、本令第7項b)号にもとづく資金引落としの日から5労働日以内に、ルーブル建て債務の外国通貨建て債務への交換を、当該の債務交換の日在先立つ日におけるロシア連邦中央銀行の公式レートにもとづいて計算されたそれらの金額にもとづいて行い、交換した外国通貨建ての債務を、国際決済クリアリング機関に対する債務の計上に係わる銀行内部口座に反映させる。その際、この外国通貨建て債務の金額は、国際決済クリアリング機関に開設されている中央預託機関の口座に存在する外国通貨の残高を超えないものとする；

b) 中央預託機関は、本項a)号にもとづく交換の日の翌日までに、中央預託機関の口座が開設されている国際決済クリアリング機関に対して、債務の交換を実施した旨および国際決済クリアリング機関に開設されている中央預託機関の口座から国際決済クリアリング機関に対して外国通貨建て資金を送金することによって国際決済クリアリング機関に対する債務を履行する旨の通告書であって当該の資金の金額および採用したロシア連邦中央銀行公式レートを記載したもの、ならびに中央預託機関の当該の口座から資金を引き落とすことを求める指示書を送付する。当該の通知書および指示書は、中央預託機関がこれらを送付した日の翌日をもって国際決済クリアリング機関によって受領されたものとみなす；

c) 中央預託機関は、上記の通知書に示した金額およびロシア連邦中央銀行公式レートに関する、根拠を付した異議申し立てを国際決済クリアリング機関から受け取らなかった場合、本項b)号にもとづく通知書および指示書の送付日の翌日から4労働日目に、本項a)号が定める銀行内部口座における国際決済クリアリング機関に対する外国通貨建て債務の計上を終了する。

10. 中央預託機関は、本令第9項にもとづく債務の終了ののち、その消滅の結果として得られた資金を、2023年9月9日付ロシア連邦大統領令第665号「居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外国通貨で記載された国債という形でのロシア連邦の公的債務、ならびに外国有価証券に係わるその他の債務の暫定的な履行手順について」第12項および第13項が定める手順にしたがって使用する。

11. 次に掲げる手順をもって、本令の発効日以降に発生したユーロ債所持人に対する債務をユーロ債の債務者が履行する際の暫定的な履行手順とする：

a) ユーロ債に係わる支払い金を受け取っていないユーロ債所持人は、ユーロ債に係わる毎回の支払い日から60日以内に、ユーロ債の債務者に対して、ユーロ債に係わる支払いの実施を求める申立書を送付することができる。この申立書にはルーブル建てで開設されているユーロ債所持人自身の銀行口座の要件を記載する。申立書には、ユーロ債所持人が申し立てる請求を証明する文書を添付する。申立書に含まれるべき情報の一覧および証明文書の一覧は、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定める；

b) ユーロ債の債務者は、本項a)号が定める期限の満了日から10日以内に、ユーロ債に係わる支払いを実施する旨の、または支払いの実施を拒否する旨の決定を下す。この決定は、ロシアの預託機関を招聘して行われるユーロ債所持人が申し立てた請求の妥当性検証にもとづいて下される。この検証の実施の際のロシアの預託機関の活動に対する要求事項は、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定める；

c) 次に掲げる場合、ユーロ債に係わる支払いは行わない：

ユーロ債に係わる支払いの実施を求める申立書に示されている金額が、当該の回の支払いにつき未履行となっているユーロ債の債務者の債務金額を上回っている場合；

ロシアの預託機関またはユーロ債の債務者が、提出された文書（情報）の完全性および（または）正確性に対して根拠のある疑いを有する場合；

ユーロ債の債務者がユーロ債所持人に対するユーロ債の債務をしかるべく履行済みである場合；

d) ユーロ債の債務者は、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第8項の要求事項を考慮に入れたうえで、ユーロ債に係わる支払いを、外国通貨建ての債務金額の等価額であって相応の支払い日におけるロシア連邦中央銀行の公式レートにもとづいて計算した金額のルーブルによって行う；

e) ユーロ債の債務者は、本項d)号にもとづく支払いの実施後、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「若干の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第6項c)号が定める手順にしたがって、残存している資金を外国名目所持人または外国支払い代理人のS型口座宛に振り込む。

12. ユーロ債所持人とは、ユーロ債の所有者、またはそのユーロ債に対する権利が、自らの属人法にしたがって有価証券に対する権利の登録および移転を行うことができる外国の組織によって登録され、ロシアの預託機関によっては登録されないような、ユーロ債に係わる権利を行使する者をいう。

13. ロシア連邦大統領令が定める他の方法によってユーロ債所持人に対する義務を履行済みのユーロ債の債務者は、本令第11項が定める暫定的手順を採用しない。

14. ロシア連邦中央銀行理事会は、本令の実施に必要とされる決定を採択するものとする。

15. 本令で言及されているロシア連邦中央銀行理事会決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公布されるものとする。

16. ロシア連邦中央銀行に、本令の適用の諸問題に係わる公式の解説を行う権利を与える。

17. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2024年3月19日
第198号